
■□■ 宅地建物取引士 ■□■

■□■ 連帯債務 ■□■

(質問) 連帯債務者の1人を訴えると時効は？

(回答) 訴えられた者だけが完成猶予されます

(記事内容)

【連帯債務って何？】

連帯債務とは、数人の債務者が、同一内容の給付について、各人が独立に全部の給付をなすべき債務を負担し、そのうちの1人の給付があれば、他の債務者の債務も消滅する多数当事者の債務をいいます。

たとえば、A・B・CがDから3,000万円の不動産を購入して、連帯債務者となった場合、DはAにもBにもCにも全額の3,000万円の請求ができて、3,000万円の弁済を受ければ、債権が消滅するというものです。

【連帯債務者の1人に生じた事由は他に影響するの？】

連帯債務者の1人に生じた事由は、他の連帯債務者に影響を与えることがあるのでしょうか。たとえば、連帯債務者の1人が未成年者であり、法定代理人の同意を得ておらず取り消された場合、その影響が他の連帯債務者に影響するのかなどで問題となります。

連帯債務の場合は相対効が原則となります。つまり、1人につき生じた事由は原則として他の連帯債務者に影響を及ぼしません。たとえば、連帯債務者の1人が債務の承認をしても、他の連帯債務者の債務には影響しません(時効は更新しない)。また、連帯債務者の1人に問題があり取消・無効となっても、他の連帯債務者の債務に影響しません。

【連帯債務者の1人に対して履行を請求した場合は？】

債権者が連帯債務者の1人に対して履行を請求した場合でも、その効力は、原則どおり、他の連帯債務者には及びません。ただし、特約によって別段の定めをすることはできます。

【連帯債務者の1人が反対債権を持っていたら？】

債権者 D が ABC を連帯債務者として 3,000 万円の金銭債権を有していた場合を前提に解説します（負担部分は平等とします）。

まず、A が D に対して 1,500 万円の金銭債権を有していた場合において、A がその全額について相殺を主張したときは、3,000 万円の債権のうち 1,500 万円分について消滅し、残りの 1,500 万円について、ABC が連帯債務者として義務を負います。もちろん、A は、B と C に負担部分に応じて求償することができます。

次に、同じく、A が D に対して 1,500 万円の金銭債権を有していた場合において、A が相殺の主張をしない間は、A の負担部分である 1,000 万円を限度に、他の連帯債務者の BC は、D に対して債務の履行を拒むことができます。他の連帯債務者が相殺を援用できるわけではありません。

【連帯債務者の 1 人にだけ更改が生じたら？】

当事者が債務の要素を変更する新たな契約をして、旧債務を消滅させることを更改といいます。この「債務の要素を変更する」とは、更改前の債務（旧債務といいます）が消滅して更改後の新たな債務（新債務といいます）が成立したといえるほど、債務内容の重要な部分を変更することをいいます。たとえば債権者と連帯債務者の一人との話し合いにより代金の支払いに代えて所有する不動産の引渡しに変更するなどです。

この規定は、更改契約当事者の意思を推定して置かれたものです。

そして、連帯債務者の 1 人と債権者との間に更改があったときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅します。

【連帯債務者の 1 人が債権者の地位を承継したら？】

連帯債務者の 1 人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなされます。

混同とは、債権と債務が同一人に帰して、当然に債権債務が消滅することをいいます。たとえば、債権者が死亡して連帯債務者の 1 人がその債権者を相続した場合などです。

この場合、混同のあった連帯債務者は、他の連帯債務者に対して負担部分を求償できます。

この規定は、求償関係の簡素化をはかったものです。

（過去問題にチャレンジ！）

【問 題】債務者 A、B、C の 3 名が、令和 3 年 7 月 1 日に、内部的な負担部分の割合は等しいものとして合意した上で、債権者 D に対して 300 万円の連帯債務を負った場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。(2021 年度問 2)

- 1 D が A に対して裁判上の請求を行ったとしても、特段の合意がなければ、B と C が D に対して負う債務の消滅時効の完成には影響しない。
- 2 B が D に対して 300 万円の債権を有している場合、B が相殺を援用しない間に 300 万円の支払の請求を受けた C は、B の D に対する債権で相殺する旨の意思表示をすることができる。
- 3 D が C に対して債務を免除した場合でも、特段の合意がなければ、D は A に対しても B に対しても、弁済期が到来した 300 万円全額の支払を請求することができる。
- 4 A と D との間に更改があったときは、300 万円の債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

正解：2

- 1○ 問題文のとおりです。
- 2× 法改正により、相殺の援用はできなくなりました。
- 3○ 問題文のとおりです。
- 4○ 問題文のとおりです。

筆：Ken ビジネススクール代表 田中謙次